

## 会 議 録

会議名(付属機関等名)	平成28年度 第2回 川西市子ども・子育て会議		
事務局(担当課)	川西市教育委員会事務局 こども未来部 こども家庭室 こども・若者政策課		
開催日時	平成28年11月24日(木) 午後6時～午後8時		
開催場所	川西市役所 7階 大会議室		
出席者	委員	農野委員 中橋委員 三木委員 佐々木委員 藤澤委員 南委員 森友委員 石田委員 加茂委員 小林委員 田上委員 井関委員 中西委員	
	その他		
	事務局	こども未来部長 中塚一司 こども家庭室長 山元昇 こども・若者政策課長 中西成明 主査 鳥越永都子 主査 大島弘章 主任 池田次郎 子育て・家庭支援課長 増田善則 こども育成課長 丸野俊一 こども育成課主幹 河南裕美 こども育成課副主幹 山本由美子 地域こども支援課長 大屋敷美子	
傍聴の可否	可	傍聴者数	35人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1.開会  2.議事 (1)市立認定こども園の概要について (2)川西市子ども・子育て計画の推進について (3)その他  3.閉会		
会議結果	別紙 審議経過のとおり		

# 審 議 経 過

## 1 . 開 会 ( 18 : 00 )

### 【事務局】

皆さま、こんばんは。ただいまより、平成 28 年度第 2 回川西市子ども・子育て会議を開催させていただきます。私はこども未来部こども家庭室こども・若者政策課長の中西でございます。よろしくお願いいたします。本日はお忙しいところ、また夕刻からの開催にも関わらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。なお、立花委員と奥田委員から、ご欠席のご連絡をいただいております。

本日の会議は、半数以上のご出席がございますので、川西市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、まず初めに資料のご確認をお願いいたします。

( 資料確認 )

では、続きまして、川西こども家庭センターの中西所長様が新たに委員にご就任をいただいております。申し訳ありませんが、中西委員からひと言ご挨拶をお願いします。

( 中西委員 自己紹介 )

ありがとうございました。それでは、議事に移らせていただきます。なお、当会議では会議録の作成を迅速かつ正確に行うため、ICレコーダーによる録音をさせていただきますことをご了承いただきたく存じます。

ここからは農野会長に議事の進行をお願いします。農野会長、よろしくお願いいたします。

## 2 . 議 事

### 【会長】

委員の皆さま、傍聴者の皆さま、お集まりいただきありがとうございます。今日、非常に寒いなか、概ね 8 時までの会議の予定でございますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

前回の会議では、子ども・子育て計画の策定時に用いた人口推計値についてのご意見や、待機児童対策等の報告などがあり、本日はたくさんの議事がございます。

また、前回の会議と同様に、市民委員のお子様の保育を別室の方でされているということです。8 時の終了予定に向けて会議の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

### ( 1 ) 市立認定こども園の概要について ( 報告 )

### 【会長】

それでは、議事 ( 1 ) について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

### 【事務局】

( 資料 1 ・ 牧の台幼稚園と緑保育所が一体化した施設の概要について説明 )

(資料2・牧の台幼稚園と緑保育所一体化施設建設工程表について説明)

**【会長】**

ただいまの説明について、ご質問・ご意見はございますか。

**【委員】**

5点あります。

まず1点目が、1号認定の子どもの降園時間について13時半とご説明いただきましたが、今の公立幼稚園では、14時半や15時のところもあります。13時半ですと、特に年長さんの場合、小学校の15時までの教育時間に耐えられるのかという不安があります。また、2号認定の子どもたちも年長になるとお昼寝がなくなるのではないのでしょうか。そうしますと一緒に何かできる時間ができれば、ちゃんと午後後の教育時間がとれるのではないかと思います。

2点目は、保護者会について1号から3号までの単一の保護者会と仰っていたのですが、3号の方の0歳から2歳までというのは大変な時期ではないかと思しますので、1号と2号のみというかたちでもいけるのではないのでしょうか。また、牧の台地域はコミュニティ活動が盛んですので、コミュニティ活動の関係で1号の方も保護者会に出席することが難しいときもあるのではないのでしょうか。

それと、預かり保育の時間について16時までとなっていますが、小学校の行事や仕事の関係等で16時に間に合うか不安になられる方もいらっしゃいます。実際16時までには間に合うとしても、17時までの方が仕事の関係や交通の関係を考えると安心感がありますので、検討していただきたいと思います。

あと、園庭開放についてですが、1号の方が13時半に終わって、だいぶ時間が空いているので、園庭開放で子どもが遊ぶ時間があればいいなと思いました。

最後に制服について、現在牧の台はポロシャツとズボンであったと思うのですが確認させていただきたいと思います。

**【会長】**

事務局から何かコメントはありますか。

**【事務局】**

まず、1号認定の降園時間についてですが、現在の幼稚園は週2日が12時まで、残り3日は14時半や15時までのところがあります。新しいこども園は13時半までを予定しておりますが、年間を通じた保育時間は、現行の保育時間と同様、もしくは、それを少しでも上回る時間を設定させていただきたいと思っております。ただ、特に5歳児のお子様には13時半が早く、もう少し配慮があってもいいのではというご意見であると思しますので検討させていただきたいと思います。

2点目の保護者会についてですが、保護者の方が自主的に組織される会と認識しておりますが、こども園としても一定の関わりを持つということになります。ひとつのこども園として運用していくという

ことになりますので、保護者の働き方の違いによって、保護者会そのものを分けていくのは、そもそもの認定こども園の考え方から外れてくるところもあると考えますので、できる限りひとつの保護者会で運営をしていただきたいと思います。ただ、それぞれのご家庭のご事情があると思います、両親が働いているご家庭もあれば、そうでないご家庭もあります。その中でも、ご家庭のご事情というのは、個別にあると思います。そのようなことも踏まえながら、お互いの理解や協力により、ひとつの組織として運用していただけるよう、園の方としてもできる限りのご支援をしながら運営をしていただきたいと思います。

また、預かり保育については16時までと予定をしています。2号認定の子どもとの兼ね合いもありこの時間を設定していますが、スポット的なご利用で時間が越えてしまうものは、一時預かりになると思います。施設としては一時預かりのスペースも設けておりますが、開設当初は運用が難しいと考えており、こども園の保育が落ち着いてからの運用開始と考えています。それまでの間は、実際の運用のなかでどのように対応ができるかを、ご意見を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

1号認定のお子さんの園庭開放についてですが、現在園庭を利用して保護者の方と一緒に過ごしていただくというような時間を設けておりますが、こども園では2号や3号のお子さんとの兼ね合いもありますが、どの様に引き継いでいったらよいか検討させていただいているところです。

制服についてですが、制服そのものは設けない予定をしております。ただ、経過として幼稚園では制服を定めていたということや、基準の服があった方が過ごしやすいというご意見もあり、ポロシャツと半ズボンという基準服という形で設けた方がいいのではというご意見もいただいております。今後検討させていただき、制服ではありませんがひとつの基準を設けた服装を設定することも含めて検討していきます。

#### 【委員】

特に牧の台地区は交通が不便なところが多く、例えば、保健センターなどへ子どもを連れて行くこととなった場合、帰りは電車に乗ってから坂を上ることになるので、すごく時間がかかります。年間保育時間が上回るにしても、今の14時半、15時があるから大丈夫なところもありますし、16時を超えていることもあるので、もう少し交通事情も考慮していただければと思います。よろしくをお願いします。

#### 【会長】

保育の運用については、保護者の方々の意見を大切に扱っていただければと思います。

そのほか、何かございますか。

#### 【委員】

お願いになりますが、まず一点はご質問いただいた降園時間についてです。3歳児は4・5歳児に比べて体力が少ないことから、現行の保育所では早くに食事をして、お昼寝をされているのではと思いま

す。降園時間が遅くなった場合に、食事などを一斉に行うか、年齢ごとの特徴を考えて行うか、保護者の方の利便性という大事な点もあり、合わせて検討していただく必要があると思います。

また、延長保育の2・3号の児童について、18時から20時の延長は保護者にとって必要なことではありますが、子どもにとって考えると、13時間も園にいることは本当に良いのかどうかということが一番大きな問題であると思います。保護者の方のニーズに合わせるだけでなく、しっかり話をしていくこともご検討いただけたらと思います。

あと2点ありまして、今から移行していく間で先生方に色々お考えいただく点ですが、運用が始まった時の、例えば7・8月の1号認定の子どもたちが夏休みの間の2号認定の3、4、5歳児の過ごし方の検討をお願いしたいと思います。また、工事期間中は、緑保育所は現の保育所で牧の台幼稚園は小学校内の仮設で過ごすのですが、30年度は同じ場所で過ごすこととなります。子どもにとって場所や環境が変わることは子どもも保護者もそうですので、その期間の交流や、例えば緑保育所の子どもたちも工事をしている様子が見て感じられるようにするなどの保育内容の検討をお願いしたいと思います。

これに付随して、このような保育内容を考えるには、先生方は多くの時間を要することになると思います。そのために、検討する時間の確保や、幼稚園と保育所を一体化した際に、やはりそれぞれの先生方は、プロとしてそれぞれのやり方で過ごしてこられたけれども思いがけないことが起きたりすることもあると思います。移行まで、お互いに検証する期間、時間の確保もしていただきたいと思います。

#### 【会長】

色々いただいたご意見を踏まえながら、移行していただけたらと思います。

#### 【委員】

一時預かり保育について質問ですが、ここに書かれている内容は、1号認定児童が対象となっているのですが、一般の一時保育というのでも検討されていますか。

あと、保育内容について一日の流れで1号認定の3～5歳児が13時半に帰り、それ以降、2号認定の子どもたちはそれぞれお迎えが来るまで保育が継続されるということですが、担任の先生は、午前と午後で変わるのかどうか、どのように考えておられるのか、保育士の配置についての質問です。

それから、夏休みの期間、1号認定の子どもたちは約1か月半お休みになりますが、その間の2号認定の子どもたちの保育内容をどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

#### 【事務局】

私の方からは、一時預かりの一般の方への対応について回答します。認定こども園には一時預かりの部屋を設ける予定としており、一般の方の一時預かり事業も実施させていただきたいと考えております。ですが、開設当初は通常保育の部分で試行錯誤してやっていかないといけないところもあると思いますので、まずは、通常保育の部分で順調にスタートさせていくことを優先し、一時預かり事業については

一定の落ち着きができたところで始めさせていただきたいと思います。

**【事務局】**

保育内容のご質問について、今検討していることをお伝えいたします。まず、1号の子どもが帰ったあとの2号の担任についてですが、午前中の共通の時間は、年齢別で保育をすることをベースにしています。午後につきまして、子どもの数が減りますので、その辺りを考慮したかたちで、午前を引き続き担任が保育をするように検討をしています。

また、夏休みの期間の2号の子どもさんの保育内容についてですが、こちら1号認定の子どもさんがお休みの期間は人数が少ない状態になります。1号認定の子どもさんは、家庭や地域で通常とは違った体験をされてきますので、2号の子どもさんはそれに代わる形で、現在保育所で行っているような夏季の保育をベースに取り組んでまいりたいと思います。

**【委員】**

先ほど、一時預かりが検討中と仰いましたが、1号の13時半以降の一時預かりも開設当初はされないということでしょうか。

**【事務局】**

一時預かり事業について、一般の方を対象にした事業と、幼稚園の機能を利用されている子どもを対象にした事業と、大きく分けて二つあります。ご質問いただきました、一般の方が利用される一時預かり事業については、ある程度園の落ち着きが見られてからと考えておりますが、幼稚園機能を利用している子どもを対象とした一時預かり事業は、開設当初から実施するよう考えております。

**【会長】**

ありがとうございます。従来幼稚園が預かり保育をされるときは、基本として在園児を対象としていましたよね。それが今、幼稚園でも在園児以外の一般の子どもさんも預かっていいという形になってきています。ニーズとしてあると思いますので、ぜひ今後も考えていただけたらと思います。

**【委員】**

一時預かり事業について、何歳から対象になるか決まっているのでしょうか。できれば、0歳児の一時預かりもぜひ実施してほしいと思います。川西市でも一時預かり事業を実施されている民間園がありますが、0歳児の一時預かりを実施しているところは少なく、何か所かに集中してしまい預かることができないこともあります。0歳児の一時預かりもニーズが高いと思いますので、ぜひとも0歳児からの一時預かりを実施すると、市民の方は喜ばれると思います。

**【事務局】**

具体的な年齢については、これから詰めていくところですので、ご意見も踏まえて検討させていただきたいと思います。

## 【委員】

確認ですが、1号認定の一時預かり保育というのが、最長16時までです。それを超えたい場合はどのように利用すればよいのかということが一点です。他の幼稚園では18時まで預かってくれるところがあると聞きました。

私も子ども2人を4か月と8か月の時に一時預かりを利用しましたが、受けてくれるところがなく、川西の駅前に住んでいても利用できる園はひとつしかありませんでした。もし、一時預かりの受け入れがなかった場合、会社からは戻ってこいと言われるし、でも預けるところがないというのがあります。なかには、育児休暇がとれなかったという方もいらっしゃいますので、ぜひとも検討していただきたいです。

あと、もうひとつ心配なのが、インフルエンザや災害などの緊急時の時には基本的に学級閉鎖はしないとのことですが、臨時で閉園される場合は、保育所機能の2・3号については利用できるとか、小学校であれば、保護者が迎えに来るまで学童保育で待機すると聞いているのですが、そうことがあるか聞きたいです。

## 【事務局】

1号認定の一時預かり事業は、16時までと予定をさせていただいておりますが、16時を超えて保育を必要とする頻度が高い場合は、2号認定への変更を検討していただく形になると思います。

1号のまま、何らかの事情でスポット的にご利用になる場合は、一般の一時預かり事業としての対応となると思います。こちらは、遅れてのスタートしていくこととなりますので、スポット的な対応については一度検討をさせていただきたいと思います。

学級閉鎖などの臨時閉園とする場合については、基本的には現在の保育所での取扱いをベースに考えていきたいと思っております。インフルエンザが流行している場合や警報が発令された場合など、ご自宅で保育ができる場合は、ぜひともそちらで保育をしてくださいとお願いすることがあると思います。それと、気象に関する分で、例えば、特別警報が発令されたり、インフルエンザでも新型で強毒型なものが流行した場合の対応措置の選択肢として臨時閉園もあると考えていただければと思います。

## 【会長】

保護者の方の色々なご意見、要望があると思いますので、ぜひ、引き継いで新園舎を利用される方のご意見を踏まえて、保育内容などの検討をしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

色々なご意見があることがこの会議でもあることが分かりましたので、2番目の案件に移らせていただいてもよろしいでしょうか。事務局さんよろしく申し上げます。

## (2) 川西市子ども・子育て計画の推進について

## 【事務局】

(資料3 子ども・子育て計画の策定経過と待機児童対策の方針

資料3別紙 計画における人口と保育の提供体制の確保について説明)

(資料4 認可外保育所の小規模保育施設への移行について説明)

(資料5 留守家庭児童育成クラブに関して

資料5別紙 平成27~28年度留守家庭児童育成クラブ登録児童について説明)

#### 【会長】

ありがとうございます。子ども・子育て計画の推進について、状況を報告していただきましたが、委員の皆さま何かご質問はございますか。

#### 【委員】

待機児童解消のために来年度4月から栄根おうち保育園という小規模保育園ができるようにご説明をいただいたのですが、2歳児の定員が7人いて、その先の受け入れ先はどうなるのでしょうか。今現在では、3歳児の余裕がどの保育園にもないと思われませんが、受け入れ先が確実にあるのかどうか、転園という形になって優先的に入れるかどうかということを確認したいです。

また、昨年度は小規模保育事業というのは公募があり、はっぴいばーすと清和台おうち保育園が選出されましたが、今回は直接的にJRさんが社会福祉法人植村慈仁会に打診されたということなのですが、市の方では選考されなかったという理解でよろしいでしょうか。

あと、留守家庭児童育成クラブについてですが、ハード面の説明をしてくださいましたが、中身的な内容でとても気になることを先日ある育成クラブの方から伺いました。少し発達に支援が必要と思われる児童の保護者の方への指導員の対応について、その保護者の方がすごくショックを受けたケースをお聞きしたことがあります。指導員に対する研修や指導などは、どのようにされるのか伺いたいです。

#### 【事務局】

まず、1点目の3歳児以降の受け入れ先についてですが、ここの施設が連携施設になるという確定している状況ではございません。法人から聞いている内容としては、まずは開園する場所から近い保育所や幼稚園にこれから打診していくところと聞いております。

昨年度は2か所、公募により小規模保育が決まっている件についてですが、公募にしているものは市の補助金を受けて施設を整備するものとして選考の手続きをしています。栄根おうち保育園については、認可の手続きの際に、必要とされる基準を満たしているかどうかを見ていくことになります。

#### 【事務局】

指導員の研修につきましては、外部研修や県の学童保育協会で開催されている研修に併せ、市でも年に3回ほど研修をさせていただいているところです。そこでは子どもの安全を守ることや支援児への対応についても研修を行っています。今回のことについて報告がありましたが、指導員としては安易に伝



えつつもりはなかったとのことでしたが、保護者の方がそのように受け止められたということは、やはり配慮が足りなかったと認識しており、指導をしています。今後も機会をとらえ、毎月の嘱託指導員研修の中でも研修を行っていきたいと考えています。

#### 【委員】

さきほどの支援を必要とするお子さんについてですが、この方は、教育支援委員会にかかっている方になると思います。教育支援委員会での方針内容は、学校には必ず連絡が行くようになっていますが、制度上、留守家庭児童育成クラブにはその子の成育歴や特長などはなかなか伝えにくいと思います。そういった個人情報関係もありますので、保護者の了承をいただいて、学校での教育支援計画の内容を共有しないと、指導員さんだけを責めることは非常に辛い部分があります。学校でも、支援学級で苦慮しているところもありますので、個人的にどうこうではなく、システムとしてみんなで共有していかなければならないと思います。ただ、傾向からいってこのようなお子さんは放課後児童デイへ行っています。ですが、育成クラブは4年生までや5年生までという受入れる学年の条件があったので、実際のところ4年生までは育成クラブに行っていたけれど、次の学年はなくなったから仕方がないので放課後児童デイに行くという違う利用をするところもあるので、教育委員会の指導主事を交えて話をしていけないといけないと思います。研修だけでは、改善されない問題ではあると思いますので、全体的なシステムとして捉えるべきだと思います。

#### 【委員】

育成クラブの待機児童は5月1日時点では多かったのに、3月1日時点で減っています。私の子どもはまだ2人とも保育園なのですが、卒園児の保護者の方から聞いた話では、少し手のかかるお子さんがいると呼び出しが多くなり、辞めざるを得ない雰囲気を出されて辞めたという話を聞いていて、待機児童が減っているのを喜ばしく受け取れないのです。上の学年へ上がれば上がるほどそういう締め付けが強くなり「うちは来年そろそろ無理かな」と話をよく伺うので、まだ行っていない身としてもすでに恐ろしい感じのところがあります。私の周囲では受け入れの枠が増えてよいという感じでは、あまり聞こえていないので、実際の運用を定員枠に合わせるようにして、来年これだけ入るから、これだけ抜けてもらうという雰囲気を感じるという話を聞きますので、そういうのがなく皆が受け入れられるようにしてほしいと思います。

#### 【事務局】

育成クラブの待機児童数が年度末に向けて人数が減っている要因についてですが、退所届の理由欄の記載によると「留守番ができるになったから」という理由が多く見られます。また、高学年は夏休みまでが心配という理由があります。2学期以降は午後からの授業時間が長くなり、育成クラブが16時から17時半までの1時間程度の利用となることから必要がなく、ご家庭で留守番ができるようにもなって退

所されているのではないかと考えています。

高学年が育成クラブに入れられないという状況についてですが、待機児童が増えているなかでの対応として低学年が一人で留守番というのは、なかなか難しいというところもあると考えています。ですので、入所にあたっては低学年の方を優先させていただいていますので、定員を超えてしまうところについては、どうしても高学年の方が入所できないことになっています。ここについては、できるだけ利用登録ができる枠を大きくし対応をしていきたいと考えています。

**【会長】**

ありがとうございます。これだけ0、1、2歳児の待機児童が出ていまして、きっと将来的には留守家庭児童育成児童クラブが充実していくことが求められると思いますので、よろしく願います。また、高学年だから家にいれるだろうというところも少しかわいそうな気がしますので、できたら学童保育の時間延長を含め、子どもさんにとって、だれか大人がそばについて宿題を見てくれるとか、学習するとかは大事なことです。併せてご検討していただければと思います。

それと小規模保育施設についてですが、基本的に国は認可外施設が認可したいと要望があれば、積極的に認可しなさいという形で進めてきています。どの市でもそうなのですが、連携園がなかなか見つからなくて困っておられるところが非常に多いです。私が気になっているのは、今現在運営しておられるJRキッズルームの定員が30人とのことですが、ここにおられる子達で3歳児以上のお子さんはいらっしゃるのでしょうか。その子達が今後どうされるのかが気になります。また小規模保育事業に移行した時に0、1歳の方がまずは入られると思いますので、しばらくの間は時間があると思いますが、やはり連携園については早急に確保していただかないといけないと思います。

**【事務局】**

現在、JRキッズルームには3歳児以上のお子さんもいらっしゃいます。来年度からの小規模保育事業の開設に向けては、0～2歳が基本になってまいりますので、次の受け皿があればそちらに移っていただくようJRキッズルームからお伝えする予定としています。ただ、新しい施設ができることによって行く場所がなくなってしまうことは絶対に避けなければなりませんので、移り先を検討したうえで行くところが無いようでしたら、来年度の部分で3～5歳児の受け入れができるような方法を事業者と調整していきたいと思っております。

**【会長】**

株式会社と社会福祉法人との間で事業の移行が行われることとなるのですが、保育の実施については市の責任となりますので、就学前の子ども達をしっかりと受け止めていくことも含めて議論を重ねていただければと思います。

**【委員】**

他市でも連携施設が見つからないけれども小規模保育を作っているというところがあります。その場合、まわりの幼稚園は「新しくできたこの園はどんな園だろう」というのが分からないと人との関わりはできないと思います。ですので、市が「こんな施設ですよ。一緒にこういうことをやってみませんか」というような声掛けなどを考えていかないと「任せています」では難しいと思いますので対応をよろしくお願いします。

**【会長】**

私の方からもう一点。計画の量の見込みに関して、国が示した計算方法等を用いながら計画に盛り込んだのですが、人口推計値を故意に少なく見積もったわけではなく、誤差が出ているということです。

平成 29 年から 31 年までの量の見込みへの対応については、是非、待機児童等の実態に沿うような形で、修正を図りながら、今後を見守っていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

**【委員】**

留守家庭児童育成クラブの指導員というのは、教職を持っていないといけないというような方なのでしょうか。

**【事務局】**

留守家庭育成児童クラブについては、子ども・子育て支援新制度の改正があり、児童の人数に応じて指導員を数名置くことになっております。その内の 1 名を放課後児童支援員という資格を持つ者を置くこととなっており、他の補助員は資格を持っていることは要件にありません。支援員の資格は、新制度ができた 27 年度からの 5 年間の移行期間に順次取っていただいているところです。これまでは、教職員や幼稚園、保育士、社会福祉士の免許を持たれている方としていましたが、昨年度から補助員という形で、資格がなくても一定の子どものお世話などの活動をされていた方に入らせていただいています。

**【会長】**

支援員の資格というのは、教職員免許、幼稚園免許を含む、保育士、社会福祉士ということになるということですね。

**【事務局】**

支援員の資格を取るためには、認定講習を受けていただくことが必要なのですが、免許をお持ちの方は認定講習をすぐにを受けていただくことができます。免許がない方は、例えば放課後児童クラブやそれに類した仕事に 2 年間就いた経験がある方については講習を受けることができ、支援員の認定を受けることができます。

**【会長】**

つまり、支援員の資格は、国がメニューを出している研修を受けていただくということになるということですね。その前提条件が、有資格者が 2 年以上の実務経験を持っている方ということですね。

**【委員】**

資料を読んでいるなかで、この指導員の人員不足という文字が載っていて気になりました。他市のことですが、学童に入ったけれども子どもがいっぱいで先生が見きれなくなり、宿題をさせているだけで困っているということを聞きました。指導員の人数だけがすべてではないとは思いますが、やはり落ち着いて宿題などができる環境があればいいと思いました。

**【委員】**

確認なのですが、小規模保育の2歳児は、3歳児になった時に優先的にどこかの園に入れるのでしょうか。2歳児の7人の子ども達のお母さん方は働いておられる方だと思います。幼稚園へ移行という方も中にはいらっしゃると思いますが、保育所希望でないかと思います。預かり保育を利用される方もいらっしゃると思いますが、川西市在住の方であれば優先されるのか、本当に行き先がちゃんと希望通りにいけるかどうか気になりました。

**【事務局】**

2歳を終業されて3歳になった時に行く施設がないという事についてはこれも避けていかなければならない大切な事柄だと思っております。連携施設が見つかり、保護者の方も連携施設を希望され、そちらに移られることがひとつのあり方ですが、それ以外を希望されることもあるかもしれません。連携施設自体が見つからないということも場合によっては想定されます。そういったことも考え、基本的に3歳時に新しい園をご希望される場合は、もともと保育所等に入っておられて別の園に変更するという形での転所扱いとし、初めての利用申請される方よりは、やや優先した取扱いを予定しています。

**【会長】**

待機児童が出ている中で、やはり小規模保育所を選ばれている方は、自宅から近いことや保育所や認定こども園に応募すると落ちてしまうのではないかなど心配されている保護者であると思しますので、ぜひしっかりと手厚く見ていただければと思います。

**【委員】**

私の子が2歳児で、3歳へ上がるにあたっては周囲の方は腹の探り合いになっていて「どこかの園へいくのか」という風になっています。実際、一時保育を利用しているけれども、入園を希望しても入れないかもしれないとか、今は入れているけれども次は転々としなければならぬかもという事があります。今の説明では、どこかに入れるというのはわかったのですが、やはり親子共に先が見えている状態であってほしいというのがあり、今はもう移行期ですので仕方がないのですが、移行期に当たっている一人ひとりにとっては、親子共に不安な時期を過ごしていることをお伝えしておきます。

**【会長】**

ありがとうございます。その他にございませんでしたら、他に案件が残っていますので移らせていた

だいてよろしいでしょうか。

### (3) その他

【会長】

それでは、その他について事務局からよろしくお願いします。

【事務局】

(資料6・川西中学校区幼・保一体化施設整備事業について説明)

【会長】

ただいまの内容について、何かご意見等はございますでしょうか。

それぞれの校区の中で2か所のこども園ができるということですね。

それでは、続きまして資料7についてよろしくお願いします。

【事務局】

(資料7・平成27年度市民実感調査自由意見一覧について説明)

【会長】

前回の会議で、委員の方から前回の資料の数値が、平成25年から26年にかけて50.5%、51.5%だったのが、平成27年が30何%になっており、急に落ちているのはなぜかという質問に対して今回ご回答していただいています。結論としては、前回の資料の平成27年の数値は、全てのサンプルによる割合で30何%になってしまっていたので、修正させていただきますということです。

この市民実感調査の調査対象というのはどのようなサンプリングをされていたのでしょうか。その中の16歳以上の市民の方を取り上げて、分析していただいていると思うのですが。

【事務局】

この調査のサンプリングとしましては、川西市に住む16歳以上の市民となっていますので、高校生や高齢の方が含まれている状況になります。その中で「子育てがしやすいまちだと思う」という指標にしているのは、そのご家庭に中学生以下のお子さんがある世帯の方がどのように答えたかということです。

【会長】

16歳未満の子どもがいる子育て世帯のサンプリングということですね。子育て世帯のデータで分析すべきところを調査対象の全部でやったということですね。ありがとうございます。

何かご質問ございますでしょうか。

今日はいろんな貴重なご意見をいただきまして、特に支援が必要なお子さんに対してしっかりと情報の共有を図りながらとはいえ、これはプライバシーにかかるようなことですので保護もしながら必要なところで情報共有しながら適切に親御さん、子どもさんに対応していただく必要があるという非常に重要なご指摘をいただいたと思います。

なければ、あと数分ございますが、次回の会議のこともございますので、子ども・子育て会議はここで終わらせていただきたいと思います。それでは、事務局にお返しいたします。

#### 4. 閉会

---

##### 【事務局】

ありがとうございました。皆さま長時間にわたり、熱心なご意見等ありがとうございました。本日はいただいたご意見は、今後の参考にさせていただきたいと思います。

次回の会議の開催は、会長の方からもご指摘をいただいております、できましたら平成29年度当初の保育所等の入所状況等が一旦把握できた後の開催と考えております。今、取り組んでいる計画の結果がどうなるかを見据えたうえで議論をいただければ一番実りがあるのかなと考えております。

##### 【会長】

当初は年度内にもう一度の開催と想定していたのですが、はっきりと28年度の動向がどうだったのかという結果を見て、進捗状況を確認してから議論した方がよいのではと事務局ともご相談をしまして、場合によっては年度を越えて来年度に入ってから開催となるかもしれませんので、データがまとまり次第検討したいと思います。

##### 【委員】

それは、5月ですか。4月ですか。

##### 【事務局】

データがまとまり次第ということになりますので、場合によっては5月になるかもしれません。

##### 【委員】

新聞の記事にあった保育園の計画の差し止めについては、向陽台のことだったと思うのですが、待機児童の対策に入っていますが大丈夫でしょうか。

##### 【事務局】

新聞報道等にあったことについてご説明させていただきます。ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、現在緑台中学校区でのこども園の整備に関しまして、住民の方が一部反対されていると説明会等でもご説明させていただいております。その後、税金の使い方に関心があるのではないかということで住民監査請求がありました。それについては、棄却という形でしたが、先般、新聞に載っているとおり、住民訴訟ということで提訴されているとのこと。内容は住民監査請求と同じ内容と聞いておりますが、まだ訴状が届いておりませんので内容は詳しくはわかりません。

住民監査請求の内容について申し上げますと、ひとつはこども園に貸す土地の賃料が不当に安いということ、もうひとつは交通について非常に危険な位置であるので整備するのはおかしいという内容で主張をされています。そういう意味で言えば、訴訟があるとはいえ、既に工事は着手され整備は進んでお

ります。我々としましては肅々と施設の整備を進める方針でございます。裁判がどうなるかについては、施設の整備とはまた別物であり、補助金の執行がどうなるかというところであると考えています。今のところはしっかりと裁判の成り行きを見つめていきたいと思えます。

**【会長】**

ありがとうございます。あるところで子どもの施設が地域から阻害されてしまいがちな事案が起こっているなかで、地元の方々や整備する事業者の方々がどんな配慮をすれば、あるいは役所がどういう風に対応すればそういう事案にならないのかということを取りまとめさせていただいています。今回の事案のように土地の賃料が不当に安いという事案はあまり聞いたことがないのですが、不当に安いかどうかは他市の状況と比べてみると出てくると思えますし、行政の裁量権がどこまであるのかを裁判の中で問われると思うのですが、見守るしかないという気がしています。そういうちょっと不安な要素を抱えてしまっていますが、それもまたこの中でご意見があればいただければと思っております。

それでは、ちょうど時間になりました。ご協力ありがとうございました。長時間にわたって、傍聴の方もお付き合いくださいましてありがとうございました。それでは、子ども・子育て会議を終了させていただきます。

**【事務局】**

皆さま、長時間にわたり、ありがとうございました。